

令和6年第1回尾張旭市公平委員会議事録

- 1 開催日時
令和6年3月22日（金）
開会 午前9時30分
閉会 午前9時35分
- 2 開催場所
尾張旭市役所 2階 201会議室
- 3 出席委員
委員長 滝 恵美
委員 金田礼市、宮田 弘
- 4 欠席委員
0名
- 5 傍聴者数
0名
- 6 出席した事務局職員
課長 大内裕之、課長補佐兼法務文書係長 林 幹人、主査 廣村栄美
- 7 議題
第1号議案 尾張旭市管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について
- 8 会議の要旨

委員長	<p>おはようございます。</p> <p>本日は、委員3名が出席しております。</p> <p>地方公務員法第11条第1項に定める定足数を満たしておりますので、ただ今より令和6年第1回尾張旭市公平委員会を開会します。</p> <p>これより議事に入ります。</p> <p>「第1号議案 尾張旭市管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について」、事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>第1号議案 尾張旭市管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について、御説明します。</p> <p>事前にお配りした資料の、左上に第1号議案と書かれてい</p>

	<p>るものをご覧ください。</p> <p>この「尾張旭市管理職員等の範囲を定める規則」は、地方公務員法第52条の規定により組織することができる「職員団体」について、管理職員等に該当する職員と、それ以外の職員とは、同一の職員団体を組織することができないとされており、その管理職員等の範囲については、公平委員会の規則により定めることとなっております。</p> <p>本市におきましては、令和6年4月1日に行政組織の変更が行われ、それに伴い、現在この規則で定められている管理職員等について、改正を行うもので、令和6年4月1日から施行しようとするものでございます。</p> <p>まず、市長部局について、新たに部長級職員として「公室長」、部次長級職員として「公室次長」を設けることから、本規則に追加いたします。</p> <p>また、市長公室を設置することから、課の順序を入れ替えるため、「企画課政策企画係長」と「秘書課秘書係長」の順番を入れ替えます。</p> <p>最後に、監査委員事務局について、新たに課長級職員として「主幹」を設けることから、本規則に追加いたします。</p> <p>改正点は以上ですが、この行政組織の変更につきましては、現在市議会でも部設置条例の審議中でございます。本日の本会議で採決予定でございますので、条例案が可決されましたら、本規則を公布させていただきたいと考えております。</p> <p>よろしく御審議賜りますようお願いいたします。</p>
委員長	<p>ただ今の説明の内容等につきまして、御質問等がありますか。</p>
金田委員	<p>次長という役職が新しくできるのですか。今までにもあったのでしょうか。</p>

事務局	<p>これまでも部次長という職はあったのですが、今回市長公室を作る関係から部長級の職員として公室長、公室の部次長級の職員として公室次長を設けることとなります。</p>
宮田委員	<p>新しい役職が作られたときは、職務分掌規程を変更されるのですか。</p>
事務局	<p>尾張旭市行政組織規則に職務分掌が定められているので、その中の役職名等を改正するということとなります。</p> <p>決裁規程等についても、公室長は部長級相当の職員となりますので、そのように読み替えることとなります。</p>
委員長	<p>それでは、規則の一部改正について、御異議はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>御異議がないようですので、規則を一部改正することといたします。</p> <p>ほかに、事務局から何かありますか。</p>
事務局	<p>令和6年度の行事予定について御説明いたします。</p> <p>机前にお配りいたしました「令和6年度の行事予定について」をご覧ください。</p> <p>1番目に、愛知県公平委員会連合会の総会です。4月26日(金)午後2時から、尾張旭市文化会館あさひのホールで開催します。</p> <p>2番目に、全国公平委員会連合会東海支部総会及び事務研究会です。5月23日(木)に岐阜県大垣市で開催されま</p>

	<p>す。</p> <p>3 番目に、愛知県公平委員会連合会事務研究会です。詳細な日程は決まっておりますが、10月頃に高浜市で開催予定となっております。</p> <p>説明は以上です。</p>
委員長	<p>それでは、これで公平委員会を閉会します。</p>